

令和二年四月十日受領
答弁第一四七号

内閣衆質二〇一第一四七号

令和二年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稲田夕季君提出次亜塩素酸水を手指の消毒に活用することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出次亜塩素酸水を手指の消毒に活用することに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「次亜塩素酸水」については、現時点においては、手指の消毒に活用することについての有効性が確認されていない。なお、アルコール消毒液の不足については、厚生労働省及び経済産業省において、身の回りを消毒するための方法についてポスターを作成し、当該ポスターにおいて「石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。」「手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。」等の内容を示すなどの取組を行っているところである。

二について

お尋ねの「水と食塩から安価かつ大量に次亜塩素酸水を生成できる装置」については、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。